

議案第 80 号

岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等 及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日をもって岡山県市町村税整理組合の共同処理する事務に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金に関する事務を加え、また、令和 8 年 4 月 1 日から岡山県市町村税整理組合へ井原市を加入させることを承認するとともに、岡山県市町村税整理組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

総社市長 片 岡 聰一

提案理由

個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて森林環境税を賦課徴収することに伴い、岡山県市町村税整理組合の共同処理する事務の内容を変更し、並びに岡山県市町村税整理組合に新たに井原市を加入させることを承認するとともに、規約を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

岡山県市町村税整理組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村税整理組合規約(昭和33年岡山県指令第338号)の一部を次のように変更する。

第3条中「市町村税、」の次に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金、」を加える。

別表第1及び別表第2中 「

笠岡市

」を 「

笠岡市
井原市

」 に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。